

国名	シンガポール
公的年金の体系	<p>中央積立基金（Central Provident Fund, CPF）が社会保障の中心的な役割を担う。CPFの資金は、年金だけでなく、住宅購入、保険、教育、医療等の目的でも使用される。</p> <pre> graph TD CPF[CPF] Employer[雇用主] --> CPF Employee[従業員] --> CPF CPF --> Ordinary[＜普通口座＞] CPF --> Special[＜特別口座＞] CPF --> MediSave[＜メディセイブ口座＞] Ordinary --> Retirement[＜退職口座＞] Special --> Retirement Retirement --- Note[・55歳到達時に開設され、普通口座と特別口座の積立金が移管される。] </pre>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>シンガポール国民及び永住権保持者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月収50シンガポールドル（以下、ドル）超の公的部門を含む被用者（一部例外を除く） 普通口座◎ 特別口座◎ メディセイブ口座◎ ・年間純取引収入6,000ドル超の自営業者 普通口座△ 特別口座△ メディセイブ口座◎
保険料率（2020年）	<p>労使で負担。加入者の年齢等により保険料率が異なる。2016年1月以降、以下の料率が適用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50歳以下：雇用主17%，従業員20%，合計37% ・51～55歳以下：雇用主17%，従業員20%，合計37% ・56～60歳以下：雇用主13%，従業員13%，合計26% ・61～65歳以下：雇用主9%，従業員7.5%，合計16.5% ・66歳以上：雇用主7.5%，従業員5%，合計12.5%
支給開始年齢	<p>退職口座の最低残高部分は65歳から支給開始。但し、加入者は受給開始時期を70歳まで繰り下げることができる。</p>
基本受給額	<p>個人口座による積立方式のため、基本受給額はない。</p>
給付の構造	<p>退職口座の最低残高を上回る部分については55歳から引き出し可能。最低残高部分は、65歳からCPF LIFEという終身年金による給付が行われる。2020年現在、最低残高は9万500ドル（不動産を保有する加入者の場合）。</p>
所得再分配	<p>個人口座による積立方式のため、所得再分配機能はない。</p>
公的年金の財政方式	<p>積立方式</p>
国庫負担	<p>低所得労働者によるCPFへの拠出を支援するワークフェア所得補助スキーム（Workfare Income Supplement Scheme）は、国庫支出金により賅われる。</p>
年金制度における最低保障	<p>なし</p>
無年金者への措置	<p>なし</p>
公的年金と私的年金	<p>CPFを補完する任意加入、民営の補足退職スキーム（Supplementary Retirement Scheme）が提供されている。</p>
国民への個人年金情報の提供	<p>加入者は、中央積立基金庁（CPF Board）のウェブサイト上で、本人の積立金情報を閲覧することが可能。</p>

（北野陽平・野村資本市場研究所（シンガポール）主任研究員）